平成２４年（フ）第２７号
長野県諏訪市大字四賀216番地５
債務者　小山　和人
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２９号
長野県諏訪郡下諏訪町社6675番地６
債務者　小松きみ子（旧姓古畑）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５８号
京都市西京区山田中吉見町６番地　メルヴェーユ桂102号
債務者　ＡＣＳこと　重岡　英次
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
京都市西京区下津林前泓町41番地21
債務者　Ｍ’Ｚコーポレーションこと　馬場　奈々
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
京都市右京区山ノ内苗町22番地　ハイツＫ＆Ａ306号
債務者　窪　　徳和
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３００号
京都市南区上鳥羽戒光40番地11　サンマンション301号室
債務者　佐々木久典
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
京都市山科区大塚檀ノ浦29番地17
債務者　塚本　春美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
広島県呉市神山３丁目34番10号
債務者　中田　友紀
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２４号
福岡県嘉麻市馬見611番地
債務者　縄田　博美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別303番地の５
債務者　露口　　進
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第３１号
岩手県北上市大堤南３丁目３番２号　市営大堤住宅18号、前住所岩手県北上市村崎野14地割441番地13　市営高屋沢住宅31号
債務者　田頭　義宏
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６６号
富山市城村502番地　市営住宅137号
債務者　牛島久美子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
富山市天正寺321　グランＭＩＫＩ103号、住民票上の住所富山県魚津市北鬼江2734番地２レオパレスＡ＆Ｋ113号
債務者　林　　善寛
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
福井県敦賀市莇生野86号４番地の16　萩野町
債務者　竹内　孝昭
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２３号
福井県敦賀市莇生野86号４番地の16　萩野町
債務者　竹内　光子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２７号
福井県敦賀市公文名34号43番地の５
債務者　西野　嘉信
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第８８５８号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目４番13―402号
債務者　米田　秀明
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２８号
大阪市淀川区木川東１丁目３番４―405号
債務者　野中千鶴子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部